

くろいし若者みらい応援
奨学金返還サポート

一人あたり

最大100万円!

奨学金の返還を支援します!



対象となる方

対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 大学等で修学のための奨学金を借り、その大学等を卒業または中途退学した
※大学等とは、学校教育法に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校および専修学校高等課程のことです。
- (2) 奨学金を返還しているまたは返還予定である
※奨学金とは、独立行政法人日本学生支援機構又は公益財団法人青森県育英奨学会が貸与する奨学金その他これらに類するものです。
- (3) 黒石市に住民登録されており、かつ居住している
- (4) 認定申請する年度の4月1日時点で35歳未満である
- (5) 黒石市に定住する意思がある
- (6) 市税を滞納していない
- (7) 公務員でない
- (8) 他の奨学金返還支援制度を利用していない

対象となる期間

対象となる期間は、認定を受けた年度から、大学等を卒業または中途退学してから6年目までの年度のうち**5年度以内**です。

(例)今年度(令和6年度)、認定申請が可能な方の卒業年度と、補助の対象となる返還年度は以下の通りです。

卒業年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(卒業予定者)
認定申請できるか	×	○	○	○	○	○	○	×
対象となる返還年度	なし	R6年度	R6年度 R7年度	R6年度 R7年度 R8年度	R6年度 R7年度 R8年度 R9年度	R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度	R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 のうち5年度	なし

※奨学金の返還開始時期などによって補助金の額が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

※来年度以降も継続して認定申請を受け付けますが、予告無く内容に変更や終了することがございます。ご了承ください。

補助内容

補助金の額は、補助を受けようとする年度の前年度の奨学金返還額とします。

ただし、**1年度につき上限20万円**です。

最大5年度分、合計100万円申請することができます。

お問い合わせ先

黒石市役所 企画課国際・地域交流係

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1

☎0172-52-2111 (内線 237・238)



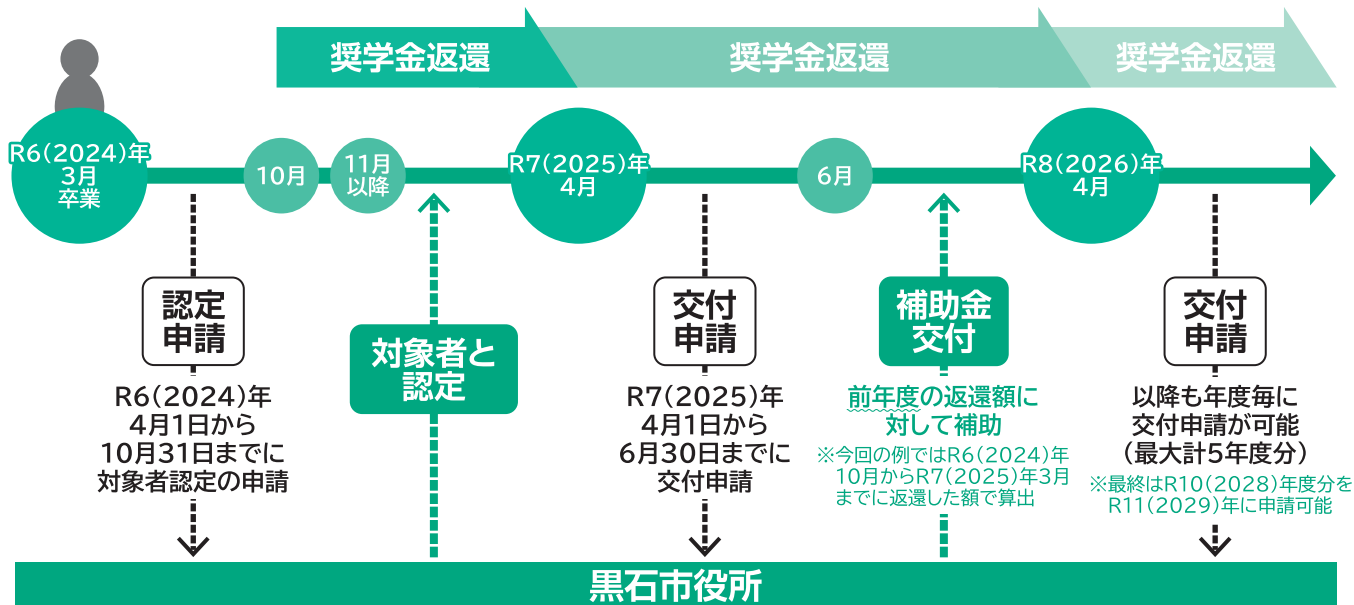
～あずましの里～

黒石市
Kuroishi City

くろいし若者みらい応援奨学金返還サポート

補助金交付の流れ

(例) 令和6年3月に大学を卒業、10月の奨学金返還分からのサポートを希望する場合



令和6(2024)年度

認定申請

補助を希望する方は、認定申請が必要です。

補助金の交付を受けようとする最初の年度の前年度の4月1日から10月31日までに、黒石市奨学金返還支援補助金認定申請書と(1)～(3)の書類(原本)を市へ提出してください(郵送もしくは持参)。

- (1) 奨学金を貸与した機関が発行する貸与額と返還計画を証明する書類
- (2) 大学等の卒業または中途退学を証明する書類
- (3) 誓約書兼同意書

令和6年度は10月31日(木)締め切りです。

※認定申請は一度だけです。

※認定の可否を決定し、申請者へ通知します。

提出先

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1
黒石市役所企画課国際・地域交流係



「認定申請書」・「誓約書」のダウンロードや事業の詳細は市ホームページをご覧ください。

令和7(2025)年度以降

交付申請と実績報告

市から認定を受けたら、補助金の交付申請と奨学金の返還報告が必要です。

認定申請の翌年度の4月1日から6月30日までに、黒石市奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書と(1)、(2)の書類を市へ提出してください。提出方法については、認定を受けた方に別途お知らせします。

- (1) 前年度の奨学金の返還額を証明する書類
- (2) 振込先の口座情報が確認できる書類(通帳の写しなど)

令和7年度から受付となるのでご注意ください。

※年度毎に交付申請が可能です。(最大計5年度分)

※交付の可否を決定し、申請者へ通知した後に補助金を交付します。

※詳しくは、企画課国際・地域交流係 電話番号:0172-52-2111(内線:237,238)へお問い合わせください。